

中間前金払に関するQ&A

宮津市建設室

Q1 中間前金払とはどのようなものですか？

A1 現在、1件あたりの請負代金額が300万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4以内の前払金の請求ができることになっていますが、工期の中間時期にさらに10分の2内で追加して支払う前払金のことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、受注者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A2 中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が300万円以上の建設工事です。ただし、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q3 中間前金払のメリットは何ですか？

A3 中間前金払は、「部分払」に比べ、受注者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができ、簡単な手続きで工事代金が早く受け取れます。

「部分払」の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q4 中間前金払を請求できる条件は何ですか？

A4 当初契約における請負代金額が300万円以上の建設工事について、当初の前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払金の支払いを受けていないこと。

Q5 実際の工事の出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求することができますか？

A5 上記「A4」の条件をすべて満たしていれば、(予定出来高の消化状況に関係なく)請求することができます。

Q6 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A6 「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して発注者に提出してください。

「工事履行報告書」は、工事請負契約書第 11 条の規定に基づき、発注者に提出されたものの写し（監督職員の確認済みのもの）を添付してください。

なお、「工事履行報告書」の出来高数値の根拠が不明な場合は、発注者から根拠となる資料の提出を求められます。

Q7 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A7 発注者は、中間前金払認定請求があったときは、提出された「工事履行報告書」等により中間前金払ができる要件を満たしているかどうかの確認を行い、要件を満たしている場合は、「中間前金払認定調書」を受注者に交付します。

支払いについては、「工事中間前払金請求書」及び保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を受理した日から 14 日以内に中間前払金の支払いを行います。

Q8 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前払金はどのようになりますか？

A8 中間前払金の割合は請負代金額の 10 分の 2 以内であり、かつ、当初の前払金との合計が 10 分の 6 を超えることはできません。

（具体については、次の例を参考にしてください。）

①変更契約の内容が増額変更の場合

「変更後の請負代金額 × 60% – 受領済の前払金 > 変更後の請負代金額 × 20%」となりますので、「変更後の請負代金額 × 20%」が中間前払金の額となります。

（例）当初の請負代金額 500 万円、増額変更 100 万円、当初前払金 200 万円
 $6,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 2,000,000 \text{ 円} > 6,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
($1,600,000 \text{ 円} > 1,200,000 \text{ 円}$)
⇒ 中間前払金請求可能額 1,200,000 円

②変更契約の内容が減額変更の場合

「変更後の請負代金額 × 60% – 受領済の前払金 < 変更後の請負代金額 × 20%」となりますので、「変更後の請負代金額 × 60% – 受領済の前払金」が中間前払金の額となります。

（例）当初の請負代金額 500 万円、減額変更 100 万円、当初前払金 200 万円
 $4,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 2,000,000 \text{ 円} < 4,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
($400,000 \text{ 円} < 800,000 \text{ 円}$)
⇒ 中間前払金請求可能額 400,000 円

Q9 当初契約時の請負代金額が300万円未満であった工事が、変更契約により請負代金額が300万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A9 中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が300万円以上の建設工事となります。したがって、当初契約時の請負代金額が300万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が300万円以上となっても中間前金払の対象となりません。

逆に、当初契約時の請負代金額が300万円以上であった工事については、その後減額変更により請負代金額が300万円未満となった場合でも、中間前金払の対象となります。

Q10 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A10 中間前金払認定請求時における契約工期により判断することとなります。したがって、認定請求時に既に変更契約を締結していれば、変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1となります。

Q11 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A11 契約締結後に、「中間前金払」と「部分払」の選択が可能です。ただし、中間前金払を請求した後は、部分払を請求することはできません。また、部分払を請求した後は、中間前金払を請求することはできませんのでご注意ください。